富士市生活安全条例が施行されます

安全な地域社会を目指して

市では、十一月一日から「富士市生活安全条例」を施行します。

この条例は、市及び市民、事業者が協力して、防犯意識を高め、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を目的としています。

条例では、市、市民、事業者がそれぞれに行わなければならないことを定めています（下段）。

例えば、市は覚せい剤などの薬物の乱用を防止し、撲滅するために、市民にその危険性を理解してもらう活動に努めることを定めています。

ほかにも、市民は住宅を建てる場合、侵入されにくい住宅にするよう努めることなどを定めています。

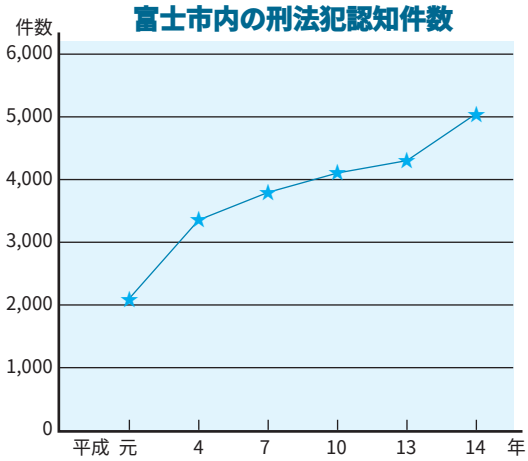

市が行うべきこと

- 安全で安心なまちづくりに向けての広報及び啓発を行う
- 安全で安心なまちづくりに向けての市民の自主的活動の促進を図る
- 防犯に配慮した都市環境の整備を行うこと
- 関係する機関や団体と連携を図る

市民が行うべきこと

- 住宅や自動車の鍵をしっかりかけるなど、みずからの安全はみずから守るという意識のもと、犯罪の防止に努める
- 地域ぐるみでの防犯活動に努める
- 市が実施する防犯活動に、協力するよう努める

事業者が行うべきこと

- 事業を行う上で、防犯に努める
- 市が実施する防犯活動に、協力するよう努める

防犯意識を持って

富士警察署生活安全課長
北澤　博さん

ここ十数年で、市内の犯罪件数は二・五倍にふえました。以前は、治安については警察が行うものと考えられてきましたが、今では市民一人一人が犯罪に遭わないための努力をするよう求められています。

この条例を策定するに当たり、人づくり・まちづくり・ネットワークづくりの必要性を進言させていただきました。市民、地域、公的機関など、日ごろからだれもが防犯意識を持つことが重要です。

私たちも犯罪の現状を情報提供したり、啓発に努めたりするなど、さらに努力していきたいと思っています。

麻薬・覚せい剤撲滅都市を宣言しました

市は、深刻な市内の麻薬・覚せい剤汚染に対し、官民一体となって麻薬・覚せい剤の撲滅を図る意思を明確にするため、麻薬・覚せい剤撲滅都市を宣言しました。

麻薬・覚せい剤撲滅都市宣言

麻薬・覚せい剤等の薬物は、一度でも使用すると、自分の意志ではやめることができなくなる依存性をもつものであり、やがて、脳をはじめ、体のさまざまな器官に障害が生じてくる。

麻薬・覚せい剤等の薬物は、私たちや私たちの子どものまわりに迫ってきており、平穏な家庭を破壊するばかりか、凶悪な犯罪に結びつくことにもなる。

一人ひとりが麻薬・覚せい剤等の薬物の有害性・危険性を認識し、供給源の遮断を図るなど、この問題に真剣に取り組むことが必要である。

私たち富士市民は、健康で明るく、安全・安心な市民生活を確立するために、富士市を「麻薬・覚せい剤撲滅都市」とすることを宣言する。

平成十五年九月十二日

富士市

静岡県薬物乱用防止県民大会

と　き　平成15年11月15日㈯　13:30～15:50

ところ　ロゼシアター　大ホール

内　容　講演「～薬物乱用の恐ろしさ～医療現場からの提言」
薬物乱用防止支援チーム　佐野秀典さん
東比奈諏訪神社大龍（だいりゅう）の舞

主　催　静岡県薬物乱用対策推進本部（静岡県、静岡県教育委員会、静岡県警察本部）、富士市

※当日、直接会場へお越しください

あなたの身近な問題です

富士市麻薬・覚せい剤撲滅推進協議会
太田　昭道（しょうどう）さん（大淵）

ことしの六月から十月にかけて、「薬物（麻薬・覚せい剤）乱用はダメ・ゼッタイ」と題した講演会を市内全地区の公民館で行いました。

平成十二年度、富士市の検挙者数は百三十二人で全国第四位、第一位から三位までは東京都新宿区など大都市だったことなど、富士市の現状を話すと皆さん驚きます。「自分には関係ない」と思う人が多いようです。自分が薬物にかかわるかどうかだけでなく、薬物使用者が起こす事件に巻き込まれる可能性もあります。ですから、この問題は決して人ごとではなく、身近な問題としてとらえてください。

富士市は今、麻薬・覚せい剤撲滅都市を宣言し、薬物撲滅に向け、出発点に立ちました。今後、各関係機関と市民が一丸となって、撲滅に取り組んでいきたいですね。

問い合わせ　総務課　☎55-2705　HP http://fujishi.jp/soumu-b/soumu/